『日本女性会議2010きょうと』
報　告　書

派遣研修員 ： 小野　　孝雄

『日本女性会議 2010 きょうと』に参加して

男女共同参画社会基本法の基礎となった「女性差別撤廃条約」（１９７９年国連総会採択、１９８５年日本が７２番目の加盟国として批准）や、この条約の実施措置を強化補完する選択議定書（１９９９年国連総会採択）について勉強したテキストは、岩波ジュニア新書「新版女性の権利」（２００５年発刊）でした。しかし、この本の刊行から５年が経過し、この間の動きをフォローできるものはないかと探している時に、「日本女性会議２０１０きょうと」の分科会のひとつに「女性差別撤廃条約批准２５周年と日本の課題」というテーマのものがあることを知り、市の派遣事業に応募したところ運よく当選し、「日本女性会議２０１０きょうと」に参加することとなりました。

この分科会での諸報告などを傾聴し、分科会終了後にコーディネーターであった山下泰子さん（前記した岩波ジュニア新書「新版女性の権利」の編者である「国際女性の地位協会」の現会長であり、「日本女性差別撤廃条約ＮＧＯネットワーク」の代表世話人）とお話しをすることができ、この５年間の動きを知るとともに今後の展望などについても聞くことができて、大変勉強になり大満足で帰って参りました。

この「日本女性会議」に派遣してくれた市に対し、心からお礼申しあげます。

１．「分科会」などで分ったことは次のとおりです。

（１）国連女性差別撤廃委員会の第６次日本レポート審議

２００９年７～８月の総括所見では、肯定項目が７つ、勧告や要請項目が４６と圧倒的に改善が必要なものが多い。

特に、次の２つの項目については、書面での詳細な情報を２年以内に提出するよう要請されています。

① 女性の政治的、公的活動への参加に関して、事実上のジェンダー平等を促進するための暫定的特別措置（条約第４条第１項「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは，この条約に定義する差別と解してはならない。ただし，その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず，これらの措置は，機会及び待遇の

平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。」－「男女共同参画社会基本法」第２条“積極的改善措置”、「江別市男女共同参画を推進するための条例」第２条“積極的格差是正措置”と同じ）がとられていない。その結果、国連開発計画作成の“ジェンダー・エンパワーメント指数”で５７位、世界経済フォーラム（スイスに本部）の“ジェンダー・ギャップ指数”は１３４ヵ国中１０１位であること。

② 男女共に婚姻最低年齢を１８歳に設定すること。そして女性のみに課せられている６ヶ月間の再婚禁止期間を廃止すること。更に選択性夫婦別氏制度を採用することなどの民法の改正を行なう。

（２）日本は「司法権の独立」を侵害されるという理由から選択議定書を批准していないが、選択議定書の批准は司法権の独立を強化するものであり、国際法を使う正当性を強化する。このようなことが「国際基準」になっていることから批准を引続き検討すること。

２．「政府の基調報告（内閣府男女共同参画局長）」などから分ったこと。

（１）第３次基本計画について（本年度内に策定予定）

① 男女共同参画社会の実現により目指すべき社会は？

○ 固定的役割分担意識をなくした男女平等の社会

○ 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きる事のできる社会

○ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会

○ 男女共同参画に関して、国際的な評価を得られる社会

② 上記のため、実効性のある積極的改善措置を推進する。

③ 国際的な概念や考え方を重視する。

④ 重点分野として、男性や子どもに対する働きかけを新たに加える。

上記①～③でも分るように、女性差別撤廃委員会の第６次総括所見における指摘事項の多くを改善すべき画期的な基本計画が期待できそうです。

基調報告の中で、岡島内閣府男女共同参画局長や第１分科会のパネラーであった堀内光子さん（前ＩＬＯ駐日代表）らが口を揃えて「世界の変化のスピードは、日本より格段に速い。」と強調されていたことが印象的でした。

３.パネルディスカッション「異世代コミュニケーション～未来へつなぐ男女共同参画」

「男女共同参画」にかかわる市民活動の担い手にも、高齢化の影が濃くなっています。活動の諸成果を如何に若い世代に引き継ぎ、更に発展させるか、私どもの世代の大きな関心事ですが、コーディネーターの谷口真由美さん（大学講師であり、娘４歳、息子２歳の２児の母）や若いパネラーから、子育てや仕事のことでも、苦労より楽しいことの方を多く強調して伝えてほしい。そのほうが“ヤル気”が湧いてくると要望されていました。

これを受けて、大会長である６０歳の門川大作京都市長（元祖“イクメン”）から、今度は料理作りに挑戦する。楽しい先輩を増やすことが大切と発言され、参加者からの共感を呼んでいました。

【添付資料】

１．女性差別撤廃委員会「第６次日本レポート総括所見（全文）」･･･４枚
２．「日本女性会議２０１０きょうと」スケジュール概要　　･･･２枚
３．国際女性の地位協定編「学んで活かそう女性の権利」　　･･･２枚
４．内閣府「共同参画（９月号）」　　･･･２枚
５．報告写真

以上

平成２２年１１月２４日

「日本女性会議２０１０きょうと」
派遣研修員　小野　孝雄

女性差別撤廃委員会総括所見

女性差別撤廃委員会第44会期
2009年７月20日～８月７日

CEDAW/C/JPN/CO/6
配付：一般
2009年８月７日　原文：英語
日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク（JNNC）訳

第６次日本レポート総括所見

日本

１．委員会は，７月23日，第890回及び891回会合において，日本の第６次定期報告（CEDAW/JPC/6）を審議した（CEDAW/C/SR. 890及び891参照）。委員会の質問事項リストはCEDAW/C/JPN/Q/6に，日本政府の回答はCEDAW/C/JPN/Q/6/Add. 1に掲載されている。

序論

２．委員会は，提出期限を過ぎていたものの，委員会の報告書作成ガイドラインに沿った内容の第６次報告が提出されたことについて，締約国に感謝の意を表する。また，会期前作業部会の質問事項に対する締約国の文書回答に感謝するとともに，口頭報告と追加説明に感謝の意を表する。委員会は，締約国の報告対象期間後に，女性の権利によい影響を与える数々の法律，政策及びプログラムの変化があったことに留意する。

３．委員会は，参議院議員を団長とする各府省代表団について締約国を称賛するとともに，委員会の報告プロセスに対する強い関心を示す，数多くの国内NGOの出席に感謝する。

４．委員会は，代表団と委員会委員との間で，率直で開かれた建設的な対話がもたれたことに感謝する。

５．委員会は，条約の実施において，人権NGO及び女性NGOが果たした積極的な貢献について締約国が認識していることを歓迎する。

●肯定的側面

６．委員会は，2003年の第４次・第５次定期報告（CEDAW/C/JPN/4及びCEDAW/C/JPN/5）の審議以降，女性に対する差別の撤廃，ジェンダー平等の促進，及び締約国の条約上の義務遵守を目的として，締約国が数多くの法律及び法規定の制定及び改正を行ったことを評価し留意する。特に，父親による認知が出生の前か後かにかかわらず，日本人の父親と外国人の母親の婚姻外で生まれた子どもが日本国籍を取得できることとした，国籍法第３条第１項に含まれる家父長制を廃止する民法改正を歓迎する。この改正は，子の国籍に関する男女同等の権利を確保するものでもある。

７．委員会は，2005年10月に少子化・男女共同参画担当大臣が任命されたこと，及び2005年12月に，2020年までの長期的な施策の方向性とジェンダー平等の具体的実現に向け12の重点分野を掲げた包括的な「男女共同参画基本計画（第２次）」が策定されたことを賞賛する。

８．委員会は，2004年４月の「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」の設置及び2004年12月の「人身取引対策行動計画」の策定を歓迎する。

９．委員会は，2006年の「障害者自立支援法」の施行，及び障害者の雇用施策を拡大・強化する「改正障害者雇用促進法」（2008）による障害をもつ女性に対する締約国の支援を歓迎する。

10．委員会は，締約国の妊産婦死亡率が継続的に低下し，日本が世界で最も妊産婦死亡率の低い国のひとつとなっていることを歓迎する。

※「学んで活かそう女性の権利－女性差別撤廃条約と選択議定書」
（国際女性の地位協会編　2010年）より

11．委員会は，高齢者虐待防止策の促進と介護者への支援提供を目的とする「高齢者虐待防止法」が2006年に制定されたことを評価し留意する。

12．委員会は，締約国が開発協力プログラムにジェンダーの側面を組み入れ，その枠組みの中で女性の人権を促進していることを評価する。

●主要な懸念事項及び勧告

13．委員会は，締約国が，体系的かつ継続的に本条約のすべての条項を実施する義務を負っていることを想起し，今回の総括所見における懸念事項及び勧告を，締約国の次回の報告までの間の優先課題と考える。したがって，委員会は，締約国が実施活動においてこれらの領域に重点を置き，とられた行動及び達成された成果を次回報告において報告するよう強く要請する。委員会は，総括所見の完全な実施を確保するため，すべての関係省庁，国会及び司法当局に総括所見を提供するよう締約国にもとめる。

◆国会

14．委員会は，締約国の本条約上の義務を実施する第一義的な責任，特に説明責任が政府にあることを再確認する一方で，本条約が政府のすべての部門に拘束力を有することを強調し，総括所見の実施及び本条約にもとづく政府の次回報告プロセスに関し，適当な場合には，手続きに従って必要な措置を取るよう国会にはたらきかけることを締約国にもとめる。

◆前回の総括所見

15．締約国の第４次・第５次定期報告（CEDAW/C/JPN/4及びCEDAW/C/JPN/5）の審議後に委員会が表明した懸念事項や勧告の一部へのとりくみが不十分であることは遺憾である。委員会は，とりわけ，本条約に沿った差別の定義の欠如，民法における差別的規定，本条約の認知度，労働市場における女性の状況と女性が直面する賃金差別，及び選挙で選ばれるハイレベルの機関への女性の参加が低いことへのとりくみが行われていないことに留意する。

16．委員会は，今回の総括所見における懸念事項及び未だ実施されていない前回の勧告に全力でとりくむこと，ならびに次回報告においてその実施状況を報告することを，締約国に強く要請する。

◆差別的な法規定

17．委員会は，前回の総括所見における勧告にもかかわらず，民法における婚姻最低年齢，離婚後の女性の再婚禁止期間，及び夫婦の氏の選択に関する差別的な法規定が撤廃されていないことについて懸念を有する。さらに，委員会は，戸籍制度及び相続に関する規定によって婚外子が依然として差別を受けていることについて懸念を有する。委員会は，締約国が，差別的法規定の撤廃が進んでいないことを弁明するために世論調査を用いていることに，懸念をもって留意する。

18．委員会は，男女共に婚姻最低年齢を18歳に設定すること，女性のみに課せられている６カ月の再婚禁止期間を廃止すること，及び選択的夫婦別氏制度を採用することを内容とする民法改正のために早急な対策を講じるよう，締約国に強く要請する。さらに，婚外子とその母親に対する民法及び戸籍法の差別的規定を撤廃するよう，締約国に強く要請する。委員会は，本条約の批准による締約国の義務は，世論調査の結果のみに依存するのではなく，本条約は締約国の国内法体制の一部であるのだから，本条約の規定に沿って国内法を整備するという義務にもとづくべきであることを指摘する。

◆本条約の法的地位と認知度

19．委員会は，本条約が，拘束力のある人権関連文書として，また締約国における女性に対するあらゆる形態の差別撤廃及び女性の地位向上の基盤として重視されていないことについて，懸念を有する。これに関して，委員会は，日本国憲法第98条２項に，批准・公布された条約が日本の国内法の一部として法的効力を有する旨が明記されていることに留意する一方，本条約の規定は自動執行性がなく，法的審理に直接適用されないことに懸念を有する。

20．委員会は，女性に対する差別撤廃の分野における最も適切かつ広範で法的拘束力を有する国際文書として本条約を認識するよう，締約国に強く要請する。委員会は，本条約が国内法体制において完全に適用可能

となること，また，適切な場合には制裁措置の導入等も通じて本条約の規定が国内法に完全に取り入れられることを確保するために，即時に措置を講じることを，締約国に強く要請する。委員会はまた，本条約の精神，目的及び規定が十分に認識され，裁判において活用されるように，締約国が本条約及び委員会の一般勧告に対する裁判官，検察官，弁護士の意識啓発のとりくみを強めることを勧告する。委員会はさらに，本条約及びジェンダー平等に関する公務員の認識をさらに向上させ，能力開発プログラムを提供するための措置を講じるよう，締約国に勧告する。委員会は，締約国が選択議定書の批准を引き続き検討することを繰り返し勧告するとともに，選択議定書にもとづいたメカニズムは，司法による本条約の直接適用を強化し，女性に対する差別への理解を促すという委員会の強い確信を改めて表明する。

◆差別の定義

21. 委員会は，憲法では男女平等の原則が正式に定められていることに留意する一方，本条約が直接かつ明確に国内法に取り込まれていないこと，及び本条約第１条に従った女性に対する差別の具体的な定義が国内法に欠けていることに，依然として懸念を有する。2006年に改正された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下，「雇用機会均等法」と称する）に本条約第１条に従った定義が盛り込まれず，狭く定義した間接差別を採用したことは，遺憾である。委員会は，公私両領域における直接・間接の差別を含む女性に対する差別を定義する具体的な規定の欠如は，締約国における本条約の完全な適用の障害となることを想起する。

22. 委員会は，本条約及び本条約第１条に記載された女性に対する差別の定義を国内法に完全に取り入れるために緊急の措置を講じ，次回報告においてこの点に関する進捗状況を報告することを締約国にもとめる。

◆国内人権機関

23. 委員会は，前回の総括所見における勧告にもかかわらず，また他の条約機関からも強調されているとおり，「国内人権機関の地位に関する原則」（国連総会決議 48/134 附属文書を参照のこと）に従った，女性の人権の保護及び促進を含む幅広い権限を有する独立した国内人権機関がいまだに設立されていないことに遺憾の意を表する。

24. 委員会は，人権理事会の普遍的定期審査の締めくくりにおいて日本が提示した回答を踏まえ（A/HRC/8/44/Add.1, 1(a) 項参照），ジェンダー平等に関する問題についての権能を有し，上記「原則」に沿った独立の国内人権機関を明確な期限を定めて設置するよう，勧告する。

◆女性の地位向上のための国内本部機構

25. 委員会は，2005年10月に少子化・男女共同参画担当大臣が任命されたことを歓迎するが，ジェンダー平等のための国内本部機構の事務局である内閣府男女共同参画局が，その機能を遂行するための権限と応分の財源が不足していることに懸念を有する。また，男女共同参画基本計画（第２次）によって達成された成果に関する情報が報告に盛り込まれていないことに，遺憾の意を表する。

26. 委員会は，締約国が，さまざまな部門，特に少子化・男女共同参画担当大臣と男女共同参画局との間の権限や責任の明確化と調整の強化，及び財源や人材の提供を通じて，女性の地位向上のための国内本部機構をさらに強化することを勧告する。委員会は，さらに，本条約を第３次男女共同参画基本計画の策定における法的枠組みとして活用すること，及び設定目標の達成に向けた進捗状況を定期的に評価するために監視メカニズムを導入することを勧告する。

◆暫定的特別措置

27. 委員会は，締約国において，特に職場での女性及び女性の政治的・公的活動への参加に関して，事実上のジェンダー平等を促進，又は女性の権利の享受を向上させるための暫定的特別措置がとられていないことに，遺憾の意を持って留意する。

28. 委員会は，本条約第４条１項及び委員会の一般勧告第25号にしたがって，学界の女性を含め女性の雇用及び政治的・公的活動への女性の参加に関する分野に重点を置き，かつあらゆるレベルでの意思決定の地位への女性の参加を引き上げるための数値目標とスケジュールをもった暫定的特別措置を採用するよう，締約国に要請する。

◆ステレオタイプ（訳注：固定的性別役割分担意識）

29. 委員会は，締約国において，男女間の不平等が根強く存在しているにもかかわらず，女性の人権の認識と促進に対する「バックラッシュ」が報告されていることに懸念を有する。委員会は，家父長制にもとづく態度や，日本の家庭・社会における男女の役割と責任に関する根強いステレオタイプが執拗に存在していることについて，女性の人権の行使及び享受を損なう恐れのあるものとして，引き続き懸念を表明する。委員会は，こうした根強いステレオタイプの存在が，とりわけメディアや教科書，教材に反映されており，これらのことすべてが教育に関する女性の伝統的な選択に影響を与え，家庭や家事の不平等な責任分担を助長し，その結果，労働市場における女性の不利な状況や，政治的・公的活動及び意思決定の地位における女性の参加の低さをもたらしていることに留意する。委員会は，さらに，ステレオタイプにもとづく態度が特にメディアに広がっており，ステレオタイプにもとづく男女の描写が頻繁に行われていることや，メディアにおいてポルノがますます横行していることを懸念する。過剰に性的な女性の描写は，女性を性的対象とみなす既存のステレオタイプを強化し，少女の低い自尊心の原因になっている。委員会は，公務員によるジェンダーにもとづく差別の言明や性差別的な発言が頻繁に起きていること，及び女性に対する言葉の暴力を防止し処罰する措置が取られていないことに懸念を表明する。

30. 委員会は，締約国が，意識向上・教育キャンペーンを通じて，男女の役割と責任についてのステレオタイプにもとづく態度を根絶するための努力をいっそう強化し，積極的で持続的な方策をとることを要請する。委員会は，締約国が，本条約第５条で要求されているように，女性と男性それぞれにふさわしいと考えられている役割や任務に関する文化の変革を推進するよう，マスメディアにはたらきかけることを勧告する。委員会は，締約国が，ジェンダー平等の問題について，すべての教育機関のあらゆるレベルでの教員やカウンセリングスタッフへの教育及び現職研修を強化するとともに，ステレオタイプを根絶するためにすべての教科書及び教材の改訂を速やかに完了するよう，もとめる。委員会は，政府職員が女性の品位を下げ，女性を差別する家父長制度を助長するような侮蔑発言をしないことを確保するために，言葉の暴力を犯罪とすることを含む方策をとるよう，締約国に強く要請する。委員会は，また，締約国が，メディアや広告におけるポルノや性的対象化とたたかう戦略を強化するとともに，次回定期報告にその実施結果を盛り込むことを強く要請する。委員会は，締約国が，自主規制の採用や実施の奨励などを通じて，メディアの作品や報道が性差別的でなく，少女や女性のポジティブなイメージを促進することを確保し，メディア界の経営者やその他の業界関係者の間でこうした問題に関する意識を高めるために積極的な措置をとるよう，強くもとめる。

◆女性に対する暴力

31. 委員会は，前回報告の提出後，女性に対する暴力及び性暴力とたたかうために締約国が行った様々な努力を歓迎する。この中には，保護命令制度を拡充し，相談支援センターの設置を地方公共団体に要請する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正が含まれる。委員会は，この法律が親密な関係におけるあらゆる形態の暴力を対象としていないこと，保護命令の申し立てから発令までの間に要する時間が被害者の生命をさらに危険にさらす恐れがあることに，引き続き懸念を有する。委員会はさらに，ドメスティック・バイオレンス（DV）や性暴力の被害にあった女性が告発したり保護をもとめる際に直面している障害について懸念する。特に，移民女性，マイノリティ女性及び社会的に弱い立場にあるグループに属する女性が，DVや性暴力被害を届けることができないような不安定な状況にあることを懸念する。委員会はまた，女性に対するあらゆる形態の暴力の横行に関する情報やデータの欠如に懸念を表明する。

32. 委員会は，女性の人権侵害として女性に対する暴力にとりくむこと，女性に対するあらゆる形態の暴力にとりくむうえで委員会の一般勧告第19号を完全に活用することを，締約国に要請する。DVを含むあらゆる暴力を容認しないという意識啓発の努力を強化するよう締約国に強く要請する。委員会は，女性に対する暴力に関するとりくみを強化すること，保護命令の発令を迅速化すること，暴力被害女性が相談できる24時間の無料ホットラインを開設するよう締約国に勧告する。委員会はまた，女性たちが告発したり保護や救済

をもとめることができ，暴力や虐待を受ける関係に甘んじずにすむよう確保するため，移民女性及び社会的に弱い立場にあるグループに属する女性を含む女性たちに対し，質の高い支援サービスを提供するよう，締約国に勧告する。この観点から，締約国は，DV及び性暴力の通報を容易にするために必要な措置を取るべきである。委員会は，弱い立場にある女性たちを対象とする包括的な意識啓発プログラムを全国的に実施するよう締約国に勧告する。委員会は，公務員，特に警察官，裁判官，医療従事者，ソーシャル・ワーカーなどが，関連法規を熟知し，女性に対するあらゆる形態の暴力に敏感であり，被害者に適切な支援が提供できることを確保するよう要請する。委員会は，DVを含む女性に対するあらゆる形態の暴力の広がり，原因及び結果に関するデータを収集し，調査研究を実施するとともに，さらに包括的な方策やターゲットをしぼった介入のための基礎としてそのようなデータを活用することを締約国に強く要請する。委員会は，締約国が，次回報告に，統計データ及び取られた方策の成果を盛り込むようもとめる。

33. 委員会は，性暴力犯罪が刑法において，被害者の告訴によってのみ起訴されること，今なお道徳にかかわる犯罪とみなされていることを懸念する。強かんの刑事罰が軽いままであること，近親かんや婚姻内強かんが刑法上の犯罪として明示的に定義されていないことに，引き続き懸念を有する。

34. 委員会は，締約国が，被害者の告訴を訴追要件とする規定を刑法から削除すること，身体の安全及び一体性への女性の権利を侵害する犯罪として性暴力を定義すること，強かん罪の刑罰を引き上げること，近親かんを犯罪として規定することを締約国に強く要請する。

35. 委員会は，最長懲役期間を引き上げた「児童買春・児童ポルノ禁止法」の改正など，児童買春に対する法的措置を歓迎する一方，女性や少女に対する強かん，集団強かん，ストーカー行為や性的虐待を売り物にするポルノ的なビデオゲームや漫画の氾濫に反映されているような性暴力の常態化を懸念する。委員会は，これらのビデオゲームや漫画が，「児童買春・児童ポルノ禁止法」における児童ポルノの法的定義から外れていることに懸念を持って留意する。

36. 委員会は，女性・少女に対する性暴力を常態化させ促進させるような，女性に対する強かんや性暴力を描くビデオゲームや漫画の販売を禁止するよう，締約国に強力に要請する。委員会はまた，建設的対話において政府代表団が口頭で保証したように，「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正の中でこの問題を取り入れるよう，締約国に勧告する。

37. 委員会は，「慰安婦」の状況について締約国がいくつかの措置をとったことに留意するが，第二次世界大戦中に被害を受けた「慰安婦」の状況について，締約国が永続的な解決を見出していないことを遺憾とし，学校の教科書からこの問題に関する記述が削除されたことに懸念を表明する。

38. 委員会は，「慰安婦」の状況について，被害者への補償，加害者処罰，一般の人々に対するこれらの犯罪に関する教育を含む永続的な解決を見出す努力を緊急に行うよう，締約国に改めて勧告する。

◆人身売買及び買売春による搾取

39. 委員会は，「匿名通報モデル事業」の導入など，締約国が人身売買とたたかうために行った努力を歓迎する一方，女性・少女の人身売買が執拗に続いていること，買売春による搾取，人身売買の被害にあった女性の回復を目的とする方策の欠如に，引き続き懸念を有する。委員会は，興行ビザの交付が急激に減少していることに満足を持って留意する一方，研修・技能実習制度が強制労働及び性的搾取の目的のために利用されている可能性を示唆する報告に懸念を有する。委員会はさらに，「売春防止法」において，顧客は処罰されない一方，売春した者が起訴の対象となりうることについて懸念を有する。

40. 委員会は，人身売買の被害者を保護・支援するさらなる措置をとること，女性の経済状況を改善する努力を拡充し，搾取や人身売買の被害に対する女性の脆弱さを解消することによって，人身売買の根本的な原因に取り組むこと，そして，買売春による搾取や人身売買の被害者である女性・少女の回復および社会統合のための方策を講じるよう，締約国に要請する。委員会はまた，買春の需要を抑制することも含め，買売春による女性の搾取を抑止する適切な方策を講じるよう要請する。また，売春に従事していた者の社会への再統合を支援する方策を実施し，買売春による搾取の犠牲となった女性・少女のための回復・経済エンパワー

メント・プログラムを提供するよう強く要請する。委員会は，締約国が研修・技能実習制度用の査証発給の厳密な監視を続けるよう，要請する。委員会は，「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し，抑止し及び処罰するための議定書」を批准するよう，締約国に要請する。

◆政治的・公的活動における平等な参加

41. 委員会は，政府，国会，地方議会，司法，学界，外交におけるハイレベルの地位に女性の割合が低いことを懸念する。委員会は，政治的・公的活動へのマイノリティ女性の参加に関する統計がないことに留意する。

42. 委員会は，締約国が，女性と男性の事実上の平等の実現を加速するために，特に本条約第４条１項及び委員会の一般勧告第25号にもとづく特別措置の実施を通じて，政治的・公的活動への女性の参加を拡大するための努力を強化するよう強く要請する。委員会は，締約国に，女性の政治的・公的機関への参加が人口の多様性を全面的に反映することを確保するよう，奨励する。委員会は，締約国が，次回の定期報告で，移民女性やマイノリティ女性を含む女性の政治的・公的活動，学界及び外交への参加に関するデータや情報を提供するよう，もとめる。委員会は，締約国に，特に本条約第７条，第８条，第10条，第11条，第12条及び第14条の実施の加速に関して，クォータ制，ベンチマーク（訳注：指標），目標，インセンティブなど，一連の可能な方策の活用を検討するようもとめる。

◆教育

43. 委員会は，教育分野における女性の男性との平等な権利を確保するために実施された多くのイニシアティブに留意する一方，強い反対にもかかわらず，教育基本法が改正され，ジェンダー平等の推進に言及した第５条が削除されたことを懸念する。委員会は，また，女性が引き続き伝統的な学問分野に集中していること，及び学生としても，教員としても，特に教授レベルで，学界における女性の参加が低いことに懸念を持って留意する。

44. 委員会は，締約国が，教育分野における女性の完全な権利の保護という，本条約の下での締約国の義務が国内法に組み入れられるために，ジェンダー平等の推進を教育基本法に再度取り入れることを真剣に検討するよう，勧告する。委員会はまた，締約国が，女児や女性が伝統的に進出してこなかった分野における教育や訓練を受けることを奨励する方策を教育政策に盛り込むことを確保し，それによりより良い報酬を受けることができる経済部門での就職やキャリアの機会を広げるよう，強く要請する。委員会は，第３次男女共同参画基本計画において，大学・短大における女性教員の割合の達成目標を20パーセントから引き上げ，最終的にこれらの機関において男女比率が同等になるよう促進することを勧告する。

◆雇用

45. 委員会は，男女間の顕著な垂直・水平職業分離に反映されているような，労働市場における女性の不利な状況に引き続き懸念を有する。委員会は，特に，雇用機会均等法の行政指針における「雇用管理区分」が，使用者が女性を差別するコース別制度を取り入れる余地を与えうることに懸念を有する。委員会は，また，フルタイム労働者の時間当たり賃金の男女格差が32.2パーセントと非常に大きく，パートタイム労働者ではこれよりさらに大きいという状態が根強く続いていること，パートタイム労働者及び有期雇用労働者には女性が圧倒的に多いこと，及び妊娠・出産に伴う女性の違法解雇について懸念を有する。委員会は，また，現行労働法における不十分な保護や制裁に関し懸念を表明する。特に，委員会は，本条約及びILO第100号条約にもとづく同一労働及び同一価値労働に対する同一賃金の原則を確認する規定が労働基準法にないことに懸念を有する。委員会は，また，職場でセクシュアル・ハラスメントが広がっていること，及びセクシュアル・ハラスメントを防止できなかった企業名を公表する法制度はあるが，法律遵守を強いるために違反企業名を公表する以上の制裁措置はないことに懸念を表明する。委員会は，さらに，雇用問題における長期の裁判期間に懸念を有する。それは女性に受け入れられず，かつ，本条約第２条（c）で規定されている法廷での救済を妨げるものである。

46. 委員会は，締約国に対し，本条約第11条の完全遵守を達成するために，労働市場における女性の男性と

の事実上の平等の実現を優先課題とすることを強く要請する。委員会は，締約国に対し，垂直・水平の男女職業分離をなくし，男女の賃金格差をなくすために本条約第４条１項及び委員会の一般勧告第25号にもとづく暫定的特別措置を含む具体的な措置を取ること，及び妊娠・出産の場合の女性への違法な解雇の慣行を防止する措置をとることを勧告する。委員会は，締約国が，効果的な実施及び監視メカニズムを創設し，訴訟の法的支援や迅速な処理など，救済手段への女性のアクセスを確保するために，公的・私的部門の両方で，セクシュアル・ハラスメントを含む雇用分野での女性に対する差別に対する制裁措置を確立することを奨励する。

◆家庭と職業生活の調和

47. 委員会は，「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」，「仕事と生活の調和推進のための行動指針」，「子どもと家族を応援する日本」重点戦略その他の家庭と仕事の調和を向上させる施策等の締約国の法的・政策的努力を歓迎するが，家事や家庭の責任は今なお女性が主に担っていること，このことが男性の育児休業取得率が極めて低いことに反映されていること，及び家庭責任を果たすために女性がキャリアを中断したり，あるいはパートタイム労働に従事するという事実に懸念を有する。

48. 委員会は，締約国が，特に育児・家事の適切な分担に関する男女のさらなる意識啓発及び教育イニシアティブと，パートタイム雇用のほとんどを女性が占めることがないようにすることによって，男女が家庭と職場の責任の両立を図るための支援に努めることを奨励する。委員会は，締約国が，異なった年齢層の子どもへの保育施設の提供と手頃な料金での利用を拡充すること，男性がもっと育児休業を利用するよう奨励することを強く要請する。

◆健康

49. 委員会は，日本における質の高い保健医療サービスを称賛する一方，近年，HIV/エイズを含む性感染症の日本女性への感染が拡大していることを懸念する。委員会はまた，十代の女児や若い女性の人工妊娠中絶率が高いこと，また，人工妊娠中絶を選択する女性が刑法に基づく処罰の対象となり得ることを懸念する。委員会は，女性の精神的・心理的健康に関する情報についての報告が不十分であることを遺憾に思う。

50. 委員会は，思春期の男女を対象とした性の健康に関する教育を推進すること，及び妊娠中絶に関するものを含め，性の健康に関する情報やあらゆるサービスに対してすべての女性や女児のアクセスを確保することを締約国に勧告する。委員会はまた，健康や保健医療サービス提供に関する性別データ，ならびにHIV/エイズを含む性感染症の女性への拡大と対策に関するさらなる情報やデータを，次回の報告に盛り込むよう締約国に要請する。委員会は，女性と健康に関する委員会の一般勧告第24号や「北京宣言及び行動綱領」に沿って，人工妊娠中絶を受ける女性に罰則を科す規定を削除するため，できる限り人工妊娠中絶を犯罪とする法令を改正するよう締約国に勧告する。委員会は，女性の精神的・心理的健康に関する情報を次回報告に盛り込むことを，締約国に要請する。

◆マイノリティ女性

51. 委員会は，社会全体及びコミュニティの双方において，ジェンダーや民族的出自にもとづく複合差別に苦しむ日本におけるマイノリティ女性の状況について情報や統計データが欠如していることを遺憾に思う。委員会はさらに，マイノリティ女性の権利推進を図るために，各マイノリティ・グループに対する政策的枠組を含む積極的な施策がないことを遺憾に思う。

52. 委員会は，マイノリティ女性に対する差別を撤廃するため，政策的枠組の策定及び暫定的特別措置の導入を含む有効な措置を講じるよう締約国に強く要請する。委員会は，このためにこうした観点から，マイノリティ女性の代表を意思決定主体の一員として任命することを締約国に強く要請する。委員会は，日本におけるマイノリティ女性の状況に関する情報，特に教育，雇用，健康，社会福祉，暴力被害に関する情報を，次回の定期報告に盛り込むことをもとめた前回の要請（A/58/38，パラ366）を繰り返し表明する。この観点から，委員会は，アイヌ先住民族，被差別部落の人々，在日コリアン，沖縄女性を含むマイノリティ女性の現状に関する包括的な調査研究を実施するよう，締約国にもとめる。

◆社会的に弱い立場にあるグループの女性

53. 委員会は，農山漁村女性，シングル・マザー，障害のある女性，難民及び移民女性などの，特に雇用，健康管理，教育，社会福祉へのアクセスに関して複合的な形態の差別を受けやすい，社会的に弱い立場にあるグループの女性に関する情報や統計データが不十分であることに留意する。

54. 委員会は，本条約の対象となるすべての分野における社会的に弱い立場にあるグループの女性の実態の全体像，及び具体的なプログラムやその成果に関する情報を次回報告において提供するよう締約国に要請する。また，委員会は，社会的に弱い立場にあるグループの女性に特有のニーズに対応する，ジェンダーに配慮した政策やプログラムを導入するよう日本政府に要請する。

◆北京宣言及び行動綱領

55. 委員会は，本条約にもとづく締約国の義務を履行するにあたり，本条約の規定を補強する「北京宣言及び行動綱領」を引き続き活用し，次回定期報告にその情報を盛り込むよう，締約国に要請する。

◆ミレニアム開発目標

56. 委員会は，ミレニアム開発目標の達成には，本条約の完全かつ効果的な実施が不可欠であることを強調する。委員会は，ミレニアム開発目標達成をめざすあらゆるとりくみにおいて，ジェンダーの視点を取り込み，本条約の規定を明確に反映すること，及び次回定期報告にその情報を盛り込むことを，締約国に要請する。

◆その他の条約の批准

57. 委員会は，９つの主要な国際人権条約[1]を国家が遵守することによって，生活のあらゆる面における女性の人権及び基本的な自由の享受が向上されることに留意する。従って，委員会は，まだ日本が締約国になっていない条約，すなわち，「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」及び「障害者の権利に関する条約」の批准を検討するよう日本政府に奨励する。

◆周知普及

58. 委員会は，法律上及び事実上の女性の平等を保証するために講じられた措置，及びその関連で必要な今後の措置を，政府職員，政治家，国会議員，女性団体及び人権団体を含む一般の人々が認識できるよう，今回の総括所見を日本国内で広く周知させることを要請する。委員会は，本条約，本条約の選択議定書，委員会の一般勧告，北京宣言及び北京行動綱領並びに「女性2000年会議――21世紀に向けてのジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回国連特別総会の成果についての周知を，特に女性団体及び人権団体に対し強化するよう，締約国に要請する。

◆総括所見のフォローアップ

59. 委員会は，上記第18及び第28パラグラフに含まれる勧告の実施に関する書面での詳細な情報を，２年以内に提出するよう締約国に要請する。

◆次回報告の期日

60. 委員会は，本条約第18条にもとづき，今回の総括所見において表明された懸念事項に対して次回定期報告で回答することを締約国に要請する。委員会は，第７次・第８次定期報告を2014年７月に提出するよう締約国にもとめる。

1）「経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約」，「市民的及び政治的権利に関する国際規約」，「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」，「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」，「拷問及び他の残虐な，非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」，「子どもの権利に関する条約」，「すべての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」，「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」，「障害者の権利に関する条約」

分科会

13：00～ 受付 ▶ 14：00～16：30 講演

分科会は，11のテーマに分かれ，各会場で同時開催します。

1 基調報告・シンポジウム

日本における女性差別の課題と克服の処方箋は？

講師

シャムシア・アフマッド（元インドネシア共和国女性問題担当副大臣，元女性差別撤廃委員会委員）

コーディネーター

山下 泰子（文京学院大学名誉教授，日本学術会議連携会員，日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク代表世話人）

パネリスト

シャムシア・アフマッド（講師に同じ）

堀内 光子（児童労働ネットワーク代表，文京学院大学特別招聘教授，前ILO駐日代表）

二宮 周平（立命館大学法学部長，日本学術会議連携会員）

世界女性の憲法といわれる女性差別撤廃条約は，世界の国々に定着し，ジェンダー平等社会の構築を目指す人々のもっとも確実なツールとなってきています。

昨年は，日本の第4回目の政府報告書審議が国連女性差別撤廃委員会で行われ，女性差別撤廃条約の選択議定書の批准検討の勧告，直接差別・間接差別を含む差別の定義を国内法に完全に組み込むこと等が「総括所見」に盛り込まれました。この所見を受け，来年までに日本政府は女性差別撤廃委員会に対して，民法に関する項目や暫定的特別措置について詳細な書面による報告を提出するように要請されています。

本年は，日本が女性差別撤廃条約を批准して25周年という記念の年にあたります。また，北京会議から15周年という節目の年でもあります。この25年，日本の女性の地位はどれくらい向上したのでしょうか？これらのことにつき，専門家とともに真剣に考えてみませんか。

2 基調講演・ディスカッション

若者をDVから守るために大人たちに何ができるか

講師

上村 茂仁（ウィメンズクリニックかみむら院長，デートDV防止プロジェクトおかやま副代表）

コーディネーター

井上 摩耶子（ウィメンズカウンセリング京都代表，日本フェミニストカウンセリング学会代表理事）

パネリスト

上村 茂仁（講師に同じ）

京都の大学に在籍する学生たち

DVは人権侵害であり，被害者に深刻なトラウマ（心的外傷）を与える暴力として，社会的に取り組むべき問題です。最近は，高校生や大学生などの若い世代におけるデートDVの存在が明らかにされてきました。この分科会では，デートDVの実態，またリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利），デートDVの根底にある「男らしさ・女らしさ」といったジェンダー意識について若者世代と語り合い，自分も相手も大切にする関係の築き方や，非暴力の姿勢とはどのようなものか，それらをどう次世代に繋いでいくのかという，予防教育の必要性を提案します。

3 基調講演・パネルディスカッション

時代はCSRからSR へ

講師

関 正雄（株式会社損害保険ジャパン理事CSR統括部長，ISO/SR国内委員会委員・日本産業界代表エキスパート）

コーディネーター

黒田 かをり（CSOネットワーク共同事業責任者，ISO/SR国内委員会委員・日本NGO代表エキスパート）

パネリスト

関 正雄（講師に同じ）

野崎 治子（株式会社堀場製作所管理本部人事担当副本部長）

畑 正高（株式会社松栄堂代表取締役社長）

古谷 由紀子（社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事，ISO/SR国内委員会委員）

高度情報化，グローバル化するなか，人々の多様性を積極的に受け入れ，能力を発揮できる社会を実現することが急務です。社会を構成する一員である企業においても例外ではありません。

いよいよ，社会的責任（SR）に関する国際ガイダンス規格（ISO26000）が発行されます。「企業」「消費者」「NGO・NPO」「学校」「行政」など，「世界のあらゆる組織」において，現状を再認識し，自ら何ができるかを考え，連携・協働しようと世界が動き始めているのです。性別等にかかわらず，"誰もが十分に能力を発揮し成長できる社会の実現"に向けた取組について，情報交換しながら一緒に考えましょう。

4 基調提言・パネルディスカッション

男の働き方が変われば，女の生き方も変わる！

講師

伊藤 公雄（京都大学大学院文学研究科教授）

コーディネーター

伊藤 公雄（講師に同じ）

パネリスト

佐々木 常夫（株式会社東レ経営研究所代表取締役社長）

山本 賀則（株式会社寺内製作所代表取締役社長）

津崎 桂子（社団法人京都私立病院協会事務局長）

駒崎 弘樹（NPO法人フローレンス代表理事）

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和・WLB）を推進することで，個人は多様で柔軟な働き方を実現させることができ，企業は優秀な人材に働き続けてもらえる一必要性は分かっているけれど，どうやって取り組んだらいいのか分からない，WLBを望んでいるけれども，理想と現実のギャップに悩んでいる，そういう人はいませんか。この分科会では，WLBを実践されている方，社員のWLBを支える経営者の方，企業の事例を多くご存知の方等にご登場いただき，今まで当たり前だと思ってきた働き方を見直し，企業も満足，社員も家族も満足の「Win-Win」（お互いにメリットのある）の関係を築く秘訣をお話いただきます。

ワーク（仕事）がライフ（生活）の二者択一ではなく，両方を大切にし，調和させることで，誰もが能力を十分に発揮し，企業や地域も活性化する。そんな働き方，生き方をあなたも考えてみませんか。

2日目　全体会の会場はイベントホールとなります。

▶2日目　10月2日土　開会式

9：00～　受付　▶　9：30～10：15　講演

茂山狂言会による狂言で伝統芸能の中での男女の描かれ方をご覧いただくなど，京都らしさあふれる演出で参加者の皆さんをおもてなしし，開会の雰囲気を盛り上げます。

▶2日目　10月2日土　基調報告

10：15～10：45　講演

国の男女共同参画施策の現状と今後の課題について，また地域での男女共同参画社会実現に向けた課題についてご報告いただきます。

講師

岡島 敦子（内閣府男女共同参画局長）

▶2日目　10月2日土　記念講演

11：00～12：30　講演

自由で豊かなパートナーシップ ～ひとりひとりが輝く未来に向けて～

「女だから」「男だから」といった理由で，いろいろ我慢していることやあきらめていることはありませんか。誰もが，本当に自分がやりたいことを自由に選択できる社会，性別に関わらず様々な分野にチャレンジできる社会を実現するために，一人一人には何ができるのでしょうか。

この記念講演では，千葉県の女性弁護士第一号として活躍しながら，お二人のお子様を育て，仕事と家庭生活を両立してこられた渥美雅子さんとそれを仕事・家庭の両面から支えてこられた剛治さんご夫妻をお招きし，お二人のこれまでの経験談を通して，固定的性別役割分担意識にとらわれず，男女が認め合い，心豊かに自分らしく生きるということについて参加者の皆様と共に考えます。

講師

渥美 雅子
（弁護士，
女性と仕事の未来館館長）

渥美 剛治
（渥美講談塾塾長）

▶2日目　10月2日土　パネルディスカッション

13：30～15：00　講演

異世代コミュニケーション ～未来へつなぐ男女共同参画～

社会構造の変化に伴い，ライフスタイルが多様化する中，女性の社会進出が進んできています。男女共同参画の推進体制の充実，男女雇用機会均等法，育児，介護に関する法律の整備など，女性の社会進出を支える環境も整いつつあり，結婚後も仕事と家庭生活を両立させながら，いきいきと働く女性も増えてきました。

また，子育て中の父親で仕事と育児に同じように関わりたいと思う人の割合が 7 割を超えるなど，家庭参画に意欲を持つ男性も増えています。

その一方で，人々の意識や慣習の中には，いまだに男女の役割に対する固定的な考え方が根強く残っているのも現状です。

男女共同参画の視点をもつ世代が増えつつあるのに，それが社会の中で十分に活かされないのはなぜなのか，今後どのような取組が必要なのかを世代の違うパネリストとともに考えます。

コーディネーター

谷口 真由美
（大阪国際大学専任講
斧出 節子
（華頂短期大学生活学科教授）

パネリスト

田端 泰子
（京都橘大学文学部教授，
京都市男女共同参画センター
「ウィングス京都」館長）

滝村 雅晴
（パパ料理研究家，
株式会社ビストロパパ代表取締役）

呉本 紀子
（パナソニック電工株式会社
ダイバーシティ推進室）

門川 大作
（京都市長）

▶2日目　10月2日土　閉会式

15：00～15：30　講演

ひとりひとりが輝く男女共同参画社会の実現に向けたメッセージを，次世代を担う若者のパフォーマンスを取り入れながら，京都から世界へ高らかに宣言するとともに，その精神を次年度開催地松江市に引き継ぎます。

▶両日開催　10月1日金～2日土

物販

京都府内の授産施設や，共同作業所等で障害のある方々が作られた製品を販売します。おいしい手作りクッキーやお土産に最適な和小物など数多く揃っています。また，秋の京都を堪能していただくために観光用ブースもご用意しています。街なかを散策される場合は是非ご活用ください。

企画展示

悠久の都・京都には，紫式部や清少納言をはじめとして，それぞれの時代に活躍した女性が大勢います。また，現代の京都にも，輝きながら活躍している女性たちがいます。その女性たちにスポットを当て，過去から未来につながる男女共同参画の道筋を照らします。

喫茶

参加者の皆さんをお茶とお菓子でお迎えします。当日，引換券をご用意し，先着 900 名の方にお楽しみいただきます。

図解　女性差別撤廃条約に関する国連と日本の動き

1940
1950
1960
1970
1980
1990
2000
2010

日本　日本国憲法（1946年）

国連加盟（1956年）

国籍法改正（1984年）
最終改正（2008年）

男女雇用機会均等法（1985年）
最終改正（2007年）

育児休業法（1991年）

高校での家庭科男女共修実施（1994年）

育児・介護休業法（1995年）
最終改正（2010年）

男女共同参画社会基本法（1999年）

児童買春・児童ポルノ禁止法（1999年）
最終改正（2004年）

配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）（2001年）
最終改正（2007年）

日本女性会議 1985年 第1回名古屋

第26回 堺
第27回 京都
第28回 松江

女性差別撤廃条約関係　国連　国連憲章（1945年）

女性の地位委員会設置（1946年）

「女性の政治的権利」決議
国連総会（1946年）

「女性の参政権に関する条約」採択
国連総会（1952年）

「既婚女性の国籍に関する条約」採択
国連総会（1957年）

第1回国連総会（1946年）

「世界人権宣言」（1948年）

「女性差別撤廃宣言」採択
国連総会（1967年）

「国際人権規約」（1966年）

国際女性年（1975年）

第1回世界女性会議
メキシコ・シティ
（1975年）

国連女性の10年
（1976年－1985年）

「女性差別撤廃条約」採択
国連総会（1979年）

第2回世界女性会議
コペンハーゲン
（1980年）

「女性差別撤廃条約批准」（1985年）

72番目の加盟国

女性差別撤廃委員会発足（1982年）

第3回世界女性会議
ナイロビ
（1985年）

●1次日本レポート提出（1987年）

①1次日本レポート審議（1988年）

「女性に対する暴力撤廃宣言」採択
国連総会（1993年）

●2次日本レポート提出（1992年）

●3次日本レポート提出（1993年）

ILOの「家族的責任を持つ男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約（156号）」批准（1995年）

②2次・3次日本レポート審議（1994年）

第4回世界女性会議
北京
（1995年）

「女性差別撤廃条約選択議定書」採択
国連総会（1999年）

●4次日本レポート提出（1998年）

●5次日本レポート提出（2002年）

③4次・5次日本レポート審議（2003年）

国連女性2000年会議
ニューヨーク
（2000年）

第49回女性の地位委員会
〈北京+10〉ニューヨーク
（2005年）

●6次日本レポート提出（2008年）

④6次日本レポート審議（2009年）

第54回女性の地位委員会
〈北京+15〉ニューヨーク
（2010年）

（石崎節子）

「学んで活かそう女性の権利 ― 女性差別撤廃条約と選択議定書」
（国際女性の地位協会編、2010年）より

参考
GEM ジェンダー・エンパワメント指数（国連開発計画）　第57位、日本
GGI ジェンダー・ギャップ指数（世界経済フォーラム）　第101位、日本

図解　女性差別撤廃条約　選択議定書の2つの制度

1.個人通報制度

女性差別撤廃条約で保障されている権利が侵害されたとき通報し，救済を申し立てることができる制度

2.調査制度

女性差別撤廃条約に定める権利の，重大または組織的な侵害があるという信頼できる情報に対して，女性差別撤廃委員会が調査し，是正のための勧告をする制度

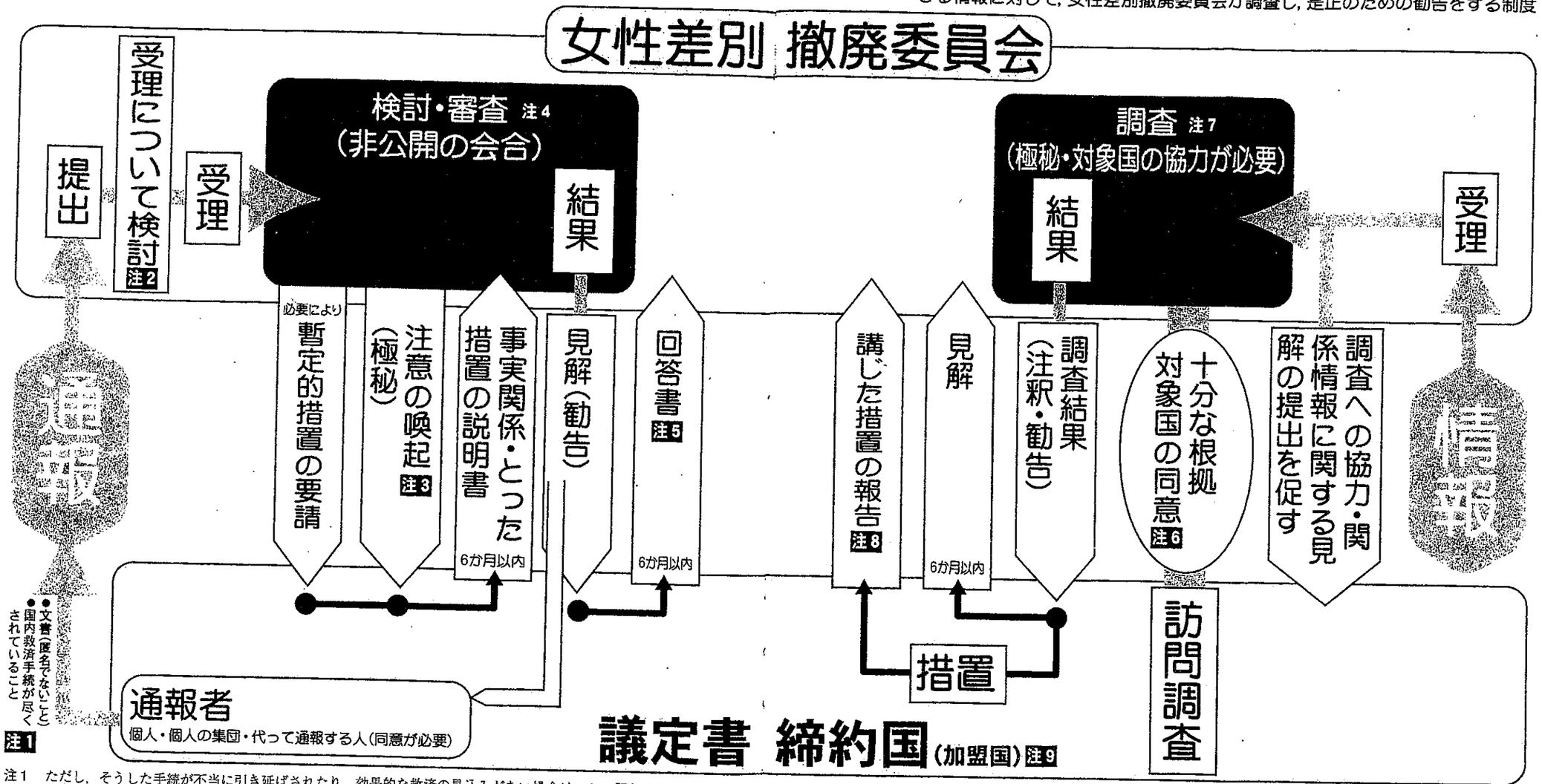

注1　ただし，そうした手続が不当に引き延ばされたり，効果的な救済の見込みがない場合は，この限りではない。
注2　受理されない通報があることに注意。
注3　通報者が，身分を明らかにして良いというときにとれる措置。
注4　委員会は，制度の実効性を担保するため，作業部会・特別報告者を任命することができる。
注5　委員会の要請があれば，この後も講じた措置についての情報を提供する。条約の国家報告書への記載も可能。
注6　締約国は，議定書の署名・批准・加入の際，委員会の調査権限を認めないと宣言をすることができる。
注7　委員会は，調査のために1人または複数の委員を指名することができる。
注8　委員会は，6か月以降も，調査に対して講じた措置の通知を提出するように促すことができる。
また，講じた措置を条約の国家報告書に記載するように促すこともできる。
注9　2つの制度の利用は，いずれもその問題が議定書締約国に対するものであることが条件。

（中田美子）

22　「学んで活かそう女性の権利－女性差別撤廃条約と選択議定書」
（国際女性の地位協会編．2010年）より

第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）について

内閣府男女共同参画局推進課

Report

7月23日に、男女共同参画会議が開催され、同会議から内閣総理大臣に対し、「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」が答申されました。今回の特集では、本答申の内容について紹介します。

政府では、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的・計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法に基づき、平成22年中に第3次男女共同参画基本計画（以下、「第3次基本計画」という。）を策定する予定です。

平成21年3月、男女共同参画会議は、内閣総理大臣からの諮問を受け、第3次基本計画策定に当たっての基本的な考え方について、同会議の下にある基本問題・計画専門調査会を中心に検討を進めてきました。

本年4月には、「第3次男女共同参画基本計画策定に向けて（中間整理）」を公表し、国民からの意見募集や公聴会を実施し、いただいたご意見等を踏まえ、専門調査会で更に検討を進めてきました。

そして、7月23日、男女共同参画会議から内閣総理大臣に対し、「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」について答申がなされました。

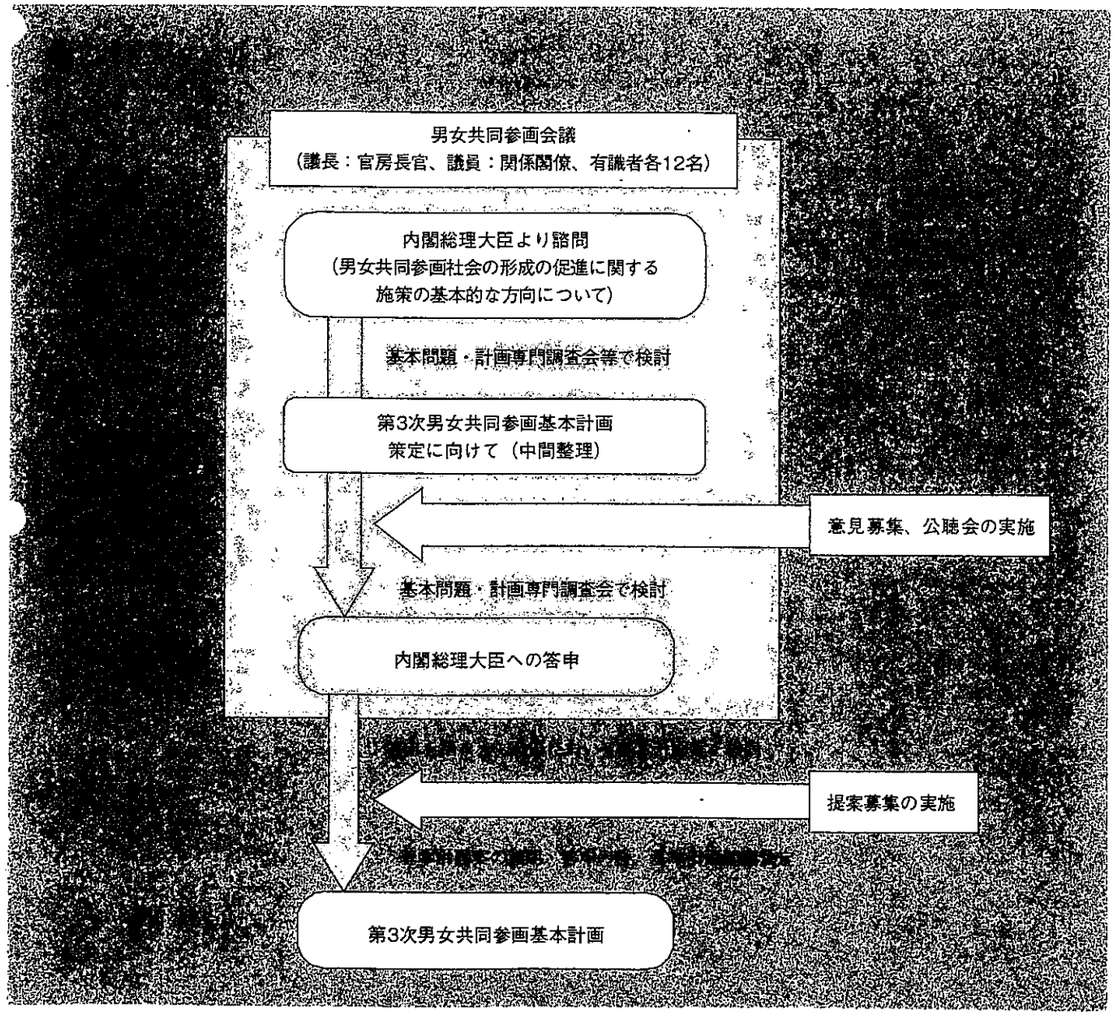

第1部「基本的考え方」

第1部では、第3次基本計画の策定に当たって基盤となる考え方を示しています。まず、男女共同参画社会を実現することによって目指すべき社会とはどのような社会なのかを提示しています。

◆目指すべき社会

① 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会

② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

③ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会

④ 男女共同参画に関して、国際的な評価を得られる社会

また、今回の答申では、男女共同参画がこれまで必ずしも十分に進まなかった理由についても分析しています。これらについては真摯に反省した上で、更に充実した取組につなげていく必要があり、こうした分析や反省を踏まえた答申全体の特徴は次のとおりです。

■特　徴

◆実効性のあるポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進

将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある経済社会を構築するためには、多様な人材を活用していくことが重要であり、女性の参画をあらゆる分野で進めていくことが不可欠です。しかし、強力なリーダーシップが不足していたことなどにより、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大が十分に進んでいない現状があります。本答申では、「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30％程度」（「2020年30％」）という目標の達成に向けて取組を強化し加速するために、クオータ制やインセンティブ付与など、強力なリーダーシップにより、分野や実施主体の特性に応じ実効性のあるポジティブ・アクションを推進することが重要であるとしています。

◆男性や子ども、地域における男女共同参画の推進

男女共同参画はあらゆる人々の課題であるにもかかわらず、働く女性のみの課題として認識されることが多かったことなどの反省に基づき、男女共同参画の理解に向けた男性への積極的なアプローチの重要性を盛り込むとともに、第2次基本計画では明確に位置付けられていなかった子どもの頃からの男女共同参画の理解促進についても取り上げています。

また、地域における人間関係の希薄化や家族形態の変化などの中で地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要であることから、地域における方針決定過程への女性の参画を推進していくことが必要であるとしています。

◆世帯単位から個人単位の制度・慣行への移行

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要です。男性片働き世帯を前提とした世帯単位の制度・慣行から、個人単位の制度・慣行への変更といった視点から、税制、社会保障制度、家族に関する法制などの検討を行っていくことを盛り込んでいます。

◆雇用問題の解決の推進、セーフティネットの構築

働きたい人が性別にかかわりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティの推進につながり、経済社会の活力の源という点からも極めて重要な意義を持っています。女性が当たり前に働き続けることができ、また暮らしていける賃金が確保できるよう、雇用の問題、特に男女間の賃金格差や「M字カーブ問題」の解消、均等待遇の確保、長時間労働の抑制、非正規雇用における課題への取組が必要であるとしています。

また、女性の貧困は以前よりみられた問題ですが、経済の低迷に伴う雇用・就業をめぐる環境の変化や家族の変容などが進む中で、貧困に陥る層が増加しています。貧困などの生活上の様々な困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、セーフティネットの再構築など個人の様々な生き方に沿った切れ目ないサービスの提供が必要であるとしています。

内閣府「共同参画」2010年9月号より

5

第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）について

◆国際的な概念や考え方の重視

国際化の進展等による定住外国人の増加、企業の国際展開による国際的な人の移動の活発化などがみられ、国際的な規範・基準と国内の制度・慣行の調和の必要性が高まっています。第3次基本計画の策定に当たっては、女子差別撤廃委員会からの最終見解（2009年8月）における旨摘事項について点検するなど、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な協調を図ること、そしてその際には、国際的な概念や考え方（ジェンダー、リプロダクティブ・ヘルス／ライツなど）を重視することに留意する必要があるとしています。

第2部「重点分野」

第2部では、15の重点分野を掲げ、それぞれについて、①これまでの施策の効果と、当該分野において男女共同参画が十分に進まなかった理由、②今後の目標、③施策の基本的方向と具体的な取組について記述しています。

第2次基本計画では12の重点分野を設定していますが、今回の答申では見直しを行い、右記のとおりとしました。

■各重点分野における具体的な取組例

答申においては、以下の取組を始めとする具体的取組が記載されています。

◆重点分野

第 1分野	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
第 2分野	男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
第 3分野	男性、子どもにとっての男女共同参画（※）
第 4分野	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
第 5分野	男女の仕事と生活の調和
第 6分野	活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
第 7分野	貧困など生活上の困難に直面する男女への支援（※）
第 8分野	高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備（※）
第 9分野	女性に対するあらゆる暴力の根絶
第10分野	生涯を通じた女性の健康支援
第11分野	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
第12分野	科学技術・学術分野における男女共同参画（※）
第13分野	メディアにおける男女共同参画の推進
第14分野	地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進（※）
第15分野	国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

（※）：新設分野

◆第1分野「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」

- 政治、司法を含めたあらゆる分野で「2020年30%」に向けた取組
- クオータ制など多種多様な手法によるポジティブ・アクションの検討

◆第2分野「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」

- 税制、社会保障制度、家族に関する法制などの検討
- 調査・統計における男女別情報の充実

◆第3分野「男性、子どもにとっての男女共同参画」

- 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
- 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

◆第4分野「雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保」

- M字カーブ問題の解消に向けた取組の推進
- 同一価値労働同一賃金に向けた取組の推進

◆第5分野「男女の仕事と生活の調和」

- 長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進

◆第6分野「活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進」

- 女性の農林漁業経営や地域社会への参画の推進
- 加工・販売等の起業など6次産業化の取組への支援

◆第7分野「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」

- セーフティネット機能の強化
- 世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援

◆第8分野「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」

- 障害者、外国人等であることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

◆第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」

- 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- 性犯罪への対策の推進

◆第10分野「生涯を通じた女性の健康支援」

- 女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策展開
- 性差に応じた健康支援

◆第11分野「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」

- 男女平等を推進する教育・学習の充実
- 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

◆第12分野「科学技術・学術分野における男女共同参画」

- 働きやすい環境整備に向けた取組の支援
- 女性研究者の採用・登用の促進

◆第13分野「メディアにおける男女共同参画の推進」

- 女性の人権を尊重した表現を推進するためのメディアの取組の支援

◆第14分野「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」

- 地域における男女共同参画の基盤づくりの推進
- 防災における男女共同参画の推進
- 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

◆第15分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」

- 条約等の積極的遵守、国内施策における実施・監視体制の強化、国内への周知
- ジェンダー主流化によるODAの効果的実施

第3部「推進体制」

第3部では、第2部で示された具体的な取組を推進していくための体制についてまとめています。男女共同参画社会の形成には、第2部の各重点分野において述べたような広範かつ多岐にわたる取組を展開することが必要であり、推進力を一層強化していくことが重要です。そのためには、男女共同参画会議等の国内本部機構や、基本計画、女子差別撤廃委員会最終見解等の実施状況についての監視機能を強化し、地方公共団体や民間団体等の積極的な取組を推進するとともに、国が地方公共団体、民間団体等と有機的に連携し、一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことが必要です。

以上が答申の概要ですが、今後、本答申を踏まえ、年内を目途に第3次基本計画を閣議決定する予定です。女性にとっても男性にとっても生きやすい社会である男女共同参画社会を実現するため、実効性のある計画の策定に取り組んでまいります。

※答申の詳細については、下記のホームページをご覧ください。
URL:http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kihon/sanjikeikaku/toshin/index.html

6